

## 国民公園皇居外苑の利用の在り方における行事等の試験的な実施に関する協定書 (案)

環境省自然環境局（以下「甲」という。）、●●●●（以下「乙」という。）は、皇居外苑の利用の在り方に関する行事等の試験的な実施（以下「実証試験」という。）について次のとおり協定書（以下「本協定」という。）を締結する。

### 第1条（目的）

令和3年1月にとりまとめられた「皇居外苑の利用の在り方に関する懇談会報告書」においては、国民福祉に大きく貢献できるよう「保護と利用の好循環」を図り、持続可能な形で保全活用していくことが求められており、皇居外苑は世界に対して日本の姿を強く発信していくことができる場であり、ここで行うことに明確な意義が認められるものであれば、社会のグローバル化に対して、状況に応じて行事等の実施を今後は許可していく必要があり、各種行事等の具体的な利用ニーズを明らかにしていくと共に、利用の制約があるかを確認することが望ましいとされた。また、令和5年12月にとりまとめられた「北の丸公園の利用の在り方に関する検討会報告書」においては、公園のポテンシャルを活かしたイベントの実施や案内サービスの提供、情報の発信等により公園の魅力を伝え、来訪者の満足度を高めることを目指し、利活用を推進すべきであり、公園の魅力創出という観点から、一定の公益性が認められるモデル的な実証事業を丁寧に進めながら、屋外でのイベントを抑制的に扱ってきたことを段階的・部分的に緩和していくことが望まれるとされた。

このため、本協定は、甲、乙が協力し共催という立場で実証試験を実施することにより、国民公園皇居外苑の利用としてふさわしいと考えられる各種行事等の具体的な利用ニーズの把握及び利用の制約の有無等を確認することを目的とする。

### 第2条（実施場所及び実施期間等）

- 実証試験の実施場所は国民公園皇居外苑（●●）とし、その利用に当たっては、別紙「皇居外苑の利用条件」を遵守することとする。
- 実証試験の実施期間は令和●年●月●日（●）から令和●年●月●日（●）までとする。（準備・撤収含む）
- 実証実験の実施内容及び準備・撤収等については、実施計画書のとおりとする。

### 第3条（費用負担）

実証試験に係る費用はすべて乙の負担とする。なお、実証試験の実施場所の使用料は原則、無償とするが、既に国有財産使用許可を受けている場所の費用については、使用許可を受けている者と乙が費用負担の調整を行うこととする。

### 第4条（施設の損傷等）

乙の責に帰する事由により、甲が所有する施設が滅失又は損傷した場合、乙の費用負担により原状回復するものとする。

### 第5条（実証試験の中止）

- 甲は、乙の責に帰する事由により、実証試験の趣旨に照らして不適切な事項・事案が確認された場合、乙に対し実証試験の中止を求めることができる。

二 本協定の有効期間中に乙の都合で実証試験を中止する場合は、事前に甲の了承を得るものとする。

第6条（情報の共有）

乙は本協定に基づき実施する取組にかかり保有する情報について、協定に定める目的を達成するために必要な範囲内において甲に提供を行うものとする。

第7条（協定の有効期間）

本協定の有効期間は締結日から令和8年3月31日までとする。

第8条（協議）

本協定に定めのない事項又は本協定の解釈について疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定する。

甲と乙は本協定を証するため、本書を二通作成し、記名押印のうえ、各自一通ずつ保管する。

令和 年 月 日

甲 東京都千代田区霞ヶ関1-1-2  
環境省 自然環境局  
局長

乙